

平成 27 年 2 月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 27 年 2 月 16 日（月曜日）

平成 27 年 2 月 16 日（月） N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時 00 分 開会、開議

午後 3 時 09 分 閉議、閉会

出席議員（11 名）

5 番	大平 巖
6 番	島田茂樹
7 番	尾島 勝
8 番	伊藤泰雄
9 番	小林治男
11 番	中村了治
12 番	瀧澤壽美雄
13 番	根橋俊夫
14 番	下平豊久
15 番	下起幸一
16 番	久保田三代

欠席議員（4 名）

1 番	牧野光朗
2 番	三木正夫
3 番	小口利幸
10 番	久保田幸治

欠 員（1 名）

4 番

説明のために出席した者

広域連合長	藤原忠彦
副広域連合長	花岡利夫
事務局長	吉岡広幸
会計管理者	蔵之内 充
資格管理課長	村山 卓
給付課長	上垣外浩之
総務係長	根岸 誠
企画財務係長	小林由紀久
システム係長	佐藤公貴
資格管理係長	太田雅史
保険料係長	兒玉雅人
給付係長	篠原裕晃

業務係長 赤羽裕幸
職務のため出席した事務局職員
議会事務局長 大澤重信
議会事務局書記 渡邊亮士
議会事務局書記 小松慎介

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議案第 1 号 長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第 2 号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第 3 号 平成 27 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第 4 号 平成 27 年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
理事者説明
質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2 時 00 分 開会

議長（尾島勝君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は 11 名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成 27 年 2 月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○ 会期の決定

議長（尾島勝君） これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日 1 日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

すので、よろしくお願いをいたします。

○ 会議録署名議員の指名

議長（尾島勝君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

6 番島田茂樹議員、12 番瀧澤壽美雄議員の2名を指名いたします。

○ 諸般の報告

現金出納検査結果

議長（尾島勝君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付しましたとおり、監査委員において、平成26年10月から12月分までの各月の現金出納検査及び平成26年度定期監査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○ 広域連合長あいさつ

議長（尾島勝君） ここで定例会招集に当たり、藤原広域連合長から挨拶があります。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 本日、2月定例会を招集を申し上げたところ、議員の皆様には大変お忙しい中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、昨年11月の本広域連合定例会の翌日に発生しました長野県神城断層地震により被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。最大震度6弱の極めて強い地震であったにもかかわらず、幸いにして人命が奪われることはありませんでしたが、震源となった白馬村ほか近隣自治体において、全半壊の家屋が140棟以上にも及ぶ甚大な被害が生じたもので、いまだ多くの皆様が仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされております。

当広域連合におきましては、地震発生以来、関係自治体と連携を図って被災された被保険者の保険料及び一部負担金の減免手続を進めてまいりましたが、この地震を含め、昨年は、大きな自然災害が続き、その脅威にさらされた1年となっただけに、本年が災害のない平穏な年となることを願わずにはられません。

さて、次に国の医療保険制度改革をめぐる動きにつきまして若干申し上げたいと思います。

年明け間もない1月9日に開催されました社会保障制度審議会医療保険部会において、厚労省の示した改革の骨子案が大筋で了承され、次いで1月13日には社会保障制度改革推進本部が開催され、骨子は正式決定されたものであります。

骨子は、国民健康保険の安定化や高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入など8項目から成り立っております。後期高齢者医療制度に直接影響を与える内容としては、負担の公平化等の項目において、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しが盛り込まれております。これは法令による保険料軽減に加えまして、予算措置として行われて

おりました特例軽減を段階的に縮小して、平成２９年度から原則的に本則に戻すこととされたもので、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずるとされております。

全国後期高齢者医療広域連合協議会として、保険料については、高齢者の生活環境を十分配慮した上で保険料負担などを設定するとともに、その見直しに当たっても過度の負担や急激な変化とならないよう十分配慮することを要望しておりますが、激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討して結論を得るとされておりますことから、その動向を引き続き注視していく必要があるものと考えております。

またもう一点、個人や保険者による予防・健康づくりの推進の項目において、各保険者のデータヘルスの推進に加えまして、平成２８年度から後期高齢者医療広域連合において、栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健指導を実施するとして、後期高齢者医療制度における保健事業の展開が単独で明記されていることも注目すべき点であろうかと思えます。本広域連合においても、まずはデータヘルス計画策定を着実に進めてまいりたいと思っております。

次に、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度への取り組みについて申し上げます。本定例会に関連議案も上程しておりますが、マイナンバー制度は、平成２５年５月３１日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき実施されるもので、本年１０月から住民一人一人に１２桁の個人番号が通知され、平成２８年１月からは個人番号の利用が始まります。番号制度は医療、年金、福祉等社会保障全般と税、災害対策を利用範囲とするもので、医療保険制度も対象となります。

本広域連合では、これまで各種研修会や説明会への参加等により主に制度把握に努めてまいりましたが、今般、事務局横断的な推進体制として新たなプロジェクトチームを立ち上げました。このプロジェクトチームは業務対応、システム対応、個人情報保護対応の３グループで構成し、準備を進めてまいります。

平成２８年１月の個人番号利用開始に向けまして、確実にセットアップを終える必要があることから、今後の取り組みにおいては、市町村との緊密な連携が不可欠となります。そのため、本年５月に予定している市町村担当者説明会において詳細な説明を行うとともに随時必要な情報を市町村に向け発信するなど、遺漏のないよう準備作業を進めてまいります。

本日提出いたしました案件は、長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例ほか３件であります。詳細につきましては別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜るようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして、一言御挨拶といたします。

○ 一般質問

議長（尾島勝君） 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次質問を許します。

１１番中村了治議員。

１１番（中村了治君） 議席番号１１番、中村了治であります。私は、後期高齢者医療保険

制度改革の見通し、それと国への予算増の要望、それらについて質問をいたします。

一つ目でございますが、後期高齢者の医療保険制度、この見直しの問題につきまして、今御挨拶にもございました。若干重複するかもしれませんが、この問題につきまして昨年の１１月、その議会で私は質問をいたしました。すなわち厚労省が１０月、昨年ですね、７５歳以上の高齢者８６５万人に対する医療保険料の特例を廃止するなど、高齢者から現役世代まで負担増となる、いわゆる医療保険制度改革案、これを社会保障審議会の部会に示されたというお話がございました。それにつきましてですね、当連合会としてどのように受けとめているかということで質問いたしました。この質問に対しまして、そのとき連合長からは、厚生労働大臣を本部長とする医療介護改革推進本部を１１月１３日に開催し、医療制度改革の国の試案を公表することとされていたが、開催が中止となり、その時点では具体的な見直し内容や実施方法、時期等明らかになっていないと、このような答弁がされたわけでございます。

そこで、今お話にもございましたが、もう一步その後の経過等について含めてお話をいただきたいと思います。

二つ目でございますが、同じくさきの１１月の議会で、私は国に対してぜひ後期高齢者医療保険に国の予算、これを増額するよう要望してほしいということを申し上げたわけですが、国に対してはその予算増について要望等がいろんな形で結構でございますが、されたのか。もうされたといたしましたら、国はどのような反応といいますか回答であったのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（尾島勝君） 藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） ただいまの中村議員の質問でございますが、医療保険制度改革の見直しと国への予算増のその後の経過についての御質問にお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療保険制度の見直しが議論されていますが、その後の経過についての御質問でございますが、開会の挨拶でも触れましたように、１月１３日に社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革の骨子が決定され、その骨子に基づく所要の法案が今国会に提出される予定とお聞きしております。これによりますと、負担の公平化等の部分において議員の御指摘のあった内容が示されております。

まず、入院時の食事療養費等の見直しにつきましては、入院時の食事代、現行１食２６０円について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、食材相当額に加えまして調理費相当額の負担を求めることとし、平成２８年度から１食３６０円、平成３０年度からは１食４６０円に段階的に引き上げることとしています。ただし、低所得者については引き上げを行わないとされ、難病患者、小児慢性特定疾病患者は現在の負担額を据え置くと明記されております。

次に、紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入につきましては、外来の機能分化を進める観点から平成２８年度から紹介状なしで特定機能病院及び５００床以上の病院を受診する場合には、選定療養として、受診料または再診料に原則として定額負担を患者に求めることとしております。定額負担の金額は、例えば、５，０００円から１万円などが考えられておりますが、今後検討するということになっております。

また、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しにつきましては、後期高齢者医療制度に介

入する前に被保険者保険の被扶養者であった者は、所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での低減割合は最大7割となっていることなど、不公平をもたらしているとして、段階的に縮小するとしています。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することによりまして、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずるとされております。

なお、この激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得るとされておりますので、その動向について十分注意してまいりたいと思っております。

二つ目の問題について、国の要望の関係ですね。国へ要望した予算増について、その後の経過と国の回答についての御質問であります。昨年11月、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、厚生労働大臣宛てに提出しました要望書におきまして、保険者の保険基盤の安定を図るため、国の定率負担金や調整交付金等の拡充を図ること、また保険料については高齢者の生活環境を十分配慮した上で、保険料負担の軽減などを設定することを求めています。

国から示されました内かんによりますと、国におきましては、平成27年1月14日、平成27年度予算案が閣議決定され、今国会に上程されています。その内容を見ますと、後期高齢者医療制度関係経費は全体で、5兆255億円、前年度対比2.0%の増となっています。主なものを申し上げますと、後期高齢者医療給付費負担金が3兆5,912億円、後期高齢者医療財政調整交付金が1兆1,716億円などとなっています。保険料軽減特例措置につきましては811億円と、平成26年度より4,000万円の増となっています。

また、法令で定める保険料軽減措置のための、保険基盤安定制度で2,702億円、前年度対比で2.9%増の地方財政措置が講じられております。その具体的な見直し内容としましては、所得の低い方の均等割5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を経済状況に合わせて引き上げるものです。この見直しは平成26年度の見直しに引き続き、保険料の低所得者対策の強化を図るものであります。

以上、2点について答弁をいたしました。

議長（尾島勝君） 中村議員。

11番（中村了治君） 再質問をさせていただきますが、今のお話の中でですね、紹介状の問題とか、あるいはこの保険料の軽減の問題についていろいろお話がございましたが、私も11月のときに非常に負担増になるから、こうしたものは取り下げ等も含めてそういうことは国へ要望できないかというようなことも申し上げたわけですが、今のお話の中では激変緩和措置というようなことでございますが、しかし、結果的にはやはり負担増が重くのしかかってくるというわけでございますが、改めて当連合としてもこういったものを少なくとも見直しをするというようなことは再度国へ、あるいは他の連合と組みながら要望していったほしいわけですが、その辺はいかがでしょうか。改めてお聞きします。

議長（尾島勝君） 藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 今回のこの医療制度改革については、後期高齢者だけではなくて医療制度そのもの全般を、これも法に基づきまして検討されております。私も社会保障制度審議会の親会のほうに入っております。その都度細かいことを相談を受けたり、ま

た報告を受けております。

しかし、後期高齢者については相当負担増というのが懸念されておりまして、これについてはしっかり軽減措置をしていただければというのは常に言っておりますし、それから今回一番大きいのは国保が県に移管されるということがあります。総報酬制みたいなものが出てきまして、その中で調整をしながら全体の医療問題、また福祉問題等の予算を配分していきたいということになっております。全てが1月の14日の最終決定以後に個別的にそれぞれ検討して、しっかり市町村と協議をして進めるという確約がなされております。それから一旦法が通っても、その後においても不都合が出たときには協議をしますという、そういうことも法律に入っておりますので、今後しっかりその制度等を見ながら広域連合との、そしてまた市町村との連携をとりながら見守っていきたいと思います。

議長（尾島勝君） 以上をもちまして、中村議員の一般質問を終了いたします。

次に、13番根橋俊夫議員。

13番（根橋俊夫君） 13番、根橋でございます。それでは後期高齢者医療制度の今後の運営ということで質問させていただきます。

ただいま連合長から冒頭御挨拶、それから今の中村議員への答弁がありましたように、私も28年度から始まります次期の本制度の保険料改定に向かってのいろんな動きに関して質問をさせていただきます。今、今回のまだ詳細については今後、今の御説明のとおり、これからの審議に委ねられているわけでございますけれども、本制度においてはその保険料というものが年金から天引きをされているというような状況でございますと、今、年金がただでさえ減額、事実上減額されているこの状況の中で、さらに年金から仮にですね、被保険者にとって大幅な負担というふうになりますと、公的医療保険制度というものが憲法25条の一つというところの生存権を奪いかねないようなこの事態、こういったものが発生してくるということを危惧している一人であります。

そんな観点で見ますと、本制度に対する県民の信頼というものが揺らぎ、今後のこの制度の運営が困難になってくるのではないかと。これを見ますとことし26年度の予算のときの御説明でも、何らかの軽減を受けている被保険者の方が6割を占めているというような現状の中で、非常にこの制度そのものが非常にそういった点では問題を抱えている中で今回このような動きになっているということであります。

私は以前にも討論いたしましたとおり、このような制度は廃止をして、国が責任を持って医療費の基本的には無料としていくような、ヨーロッパなどの先進諸国が既に実施をしている制度を我が国においても目指していくべきであるというふうに考えているものでございますが、こうした基本的な立場に立ちながらも当面、来年度28年度以降の保険料のこの見直しの中で引き上げを抑制していくための一つの方策として、この財政安定化基金制度の活用に対して具体的に質問をしてまいりたいと思います。

この財政安定化基金制度につきましては、広域連合において予定した保険料の収納率を下回って生じた保険料不足や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付、貸し付けを行うために設置されているという制度でございますけれども、この26年度の予算編成においては保険料の大幅な上昇を抑制するという一方で、その一部を取り崩すことを厚労省も認め、その結果多くの都道府県後期高齢者医療広域連合において同基金の一部を取り崩しての予算編成をしてきたものというふうに理解をしております。

さて、本制度では法律改正をしない限り、給付が伸びれば自動的に保険料が上昇して、いわゆる青天井となってしまうわけで、この構造というのは類似の国民健康保険制度においても同様であることから、多くの市町村で国の交付金が大幅に減額する中では、この制度を維持するためには一般会計からの法定外繰り入れを行って保険料の上昇を抑制しているというのが実態であり、県下でも半数近い市町村が実施しているというふうに私は認識をしております。しかし、この本制度の場合、同様の方法をとって保険料の上昇を抑制していくという方法については、事実上不可能ではないかというふうに思われます。したがって、この保険料の上昇を抑制していくためには、財政安定化基金制度を活用して繰入額を増やしていく以外に有効な方法はないのではないかとこのように思っております。

そこでお伺いいたしますけれども、この財政安定化基金制度の積み増し財源について全額国庫負担として、この積み増し額も大幅に増額を求めていくことが必要ではないかというふうに考えておりますけれども、当広域連合あるいは全国的な協議会等の取り組み状況についてお伺いをいたしたいと思います。

また、同様な理由から県が負担する分についても法定負担はもちろん、法定外として独自に積み増しする場合にあっても、地方交付税の対象とするよう国に求める。県に対しては県の負担を大幅に増額していくことを求めていくことも必要というふうに考えておりますけれども、この取り組みの現状についてお伺いいたします。

2 番目といたしましては、今もお話ございましたが、国民健康保険制度の都道府県化に伴う影響についてということであります。

国民健康保険制度については、平成30年4月1日から県に移行されるということであり、私は国民健康保険制度は現状のとおり市町村が保険者として運用するべきと考えておりますけれども、そのことはさておきまして、国民健康保険制度の都道府県化に関連して、平成26年2月21日の本定例会では、私の一般質問への連合長の答弁では、国民健康保険の都道府県化の動向によっては、本制度の組織体制に影響が生じてくる可能性があるため、この動きを注視していかななくてはならないと思っているというふうに答弁されております。

そこでお伺いいたしますけれども、この国民健康保険が都道府県化された場合、本制度の組織体制にはどのような影響があると考えられるのか。またそのことに関連いたしまして、現在の本制度において市町村が執行している事務に何らかの影響が出てくるのかどうか、このことについてお伺いをいたします。

議長（尾島勝君） 藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） ただいまの根橋議員の後期高齢者医療制度の今後の運営についての御質問について、まずお答えをいたします。

初めに、財政安定化基金制度についてのうち、積み増し財源については全額国庫負担とするよう求める取り組みについてでございますが、財政安定化基金は広域連合の財政リスク軽減のための方策の一つとして、国・県が共同して責任を果たす仕組みであり、高確法に規定され、県条例に基づき各県に設置されております。本来の設置目的は、高確法第116条に規定され、保険料未納リスク、給付増のリスク等による広域連合の財源不足に対応し貸付・交付を行うことにあり、基金の原資は国・県・広域連合の3者が3分の1ずつ負担をしておりますが、平成22・23年度保険料改定時から高確法の附則において、特

例として保険料の増加抑制財源として充てられることが規定されております。

本県の後期高齢者医療制度の運営におきましては、高い保険料徴収率が維持されているとともに、近時、一人当たり医療費が安定していることから、著しい給付費の増加や保険料の引き上げに伴うリスク面に直面しているような状況にはありません。財政運営が安定している状況で推移している中にあっては、国・県が共同して責任を果たす現行制度の仕組みを尊重してまいりたいと考えております。

なお、保険料増加抑制のための財政安定化基金の特例の維持については、昨年の１１月に引き続き、今後とも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして要望してまいりたいと考えております。

次に、基金の県負担分について、県の拠出金を増額するよう求める取り組みについてお答えをします。本県の基金は県が設置し管理しており、県条例により国が示している標準拠出率と同率の拠出率を設定しています。さきの質問でお答えをしましたように、財政的に安定した運営が続いている状況においては、現行制度を尊重してまいりたいと考えております。

なお、「県負担分の増加が必要となった際には、増加分を含め地方交付税の対象とするよう」との全国協議会からの要望に対して、厚労省から「県負担分については全額交付税の対象となるよう要求をしていく」という旨の回答をいただいております。

また、３番目の今回国保が県に管理が移るということで、財政的な安定の問題とか影響力はどうかということですが、非常にもめた、結論が出るまで時間がかかりました。１３日まで私も東京に詰めておりまして、最後のまとめ等もかかわったわけですが、最終的には地方の６団体がなかなか１本にならないということでもあります。というのは、県は受けるほう、市町村は受けてもらうほうでありますので、そこに多少の意見の乖離がありました。最終的には県が受けましょうということになったわけであります。しかし、やることについては資格審査から給付事業から全く今までと変わらないわけであります。賦課徴収、保険料の賦課徴収も変わらないわけであります。

今後注視しなければならないのは、今までとは違った保険料の課税徴収の関係であります。別々の市町村が市町村の事情において税額を決定しておりますが、そういうものをどういう技術で均衡をとるか、課税ができるかということでありまして、これは今後早急に検討に入るかと思えます。ただ、よかったことは非常に国保の財政赤字分について、県がそれは責任を持ちましょうということになってきておりますので、それについては多分相当国保の財政赤字で苦しんだ市町村はある程度安心できるのではないかという状況かと思えます。

どちらにしても、ただ県が今後引き受けましょうという話だけでありますので、これから細部についてはしっかり詰めていきたいと思っておりますし、また先ほど申し上げましたように、この全体の仕組みについて、今後法律で定めても、もし不都合の場合には見直すということを法律の中に附則で入れてもらうということになっておりますので、常に我々市町村は事業者でありますので、事業の安定ができるようなことは絶対続けていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

議長（尾島勝君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） それでは、私のほうから根橋議員の国民健康保険制度の都道府県

化に伴う影響についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほど連合長からも答弁がありましたけれども、国民健康保険制度については一定の協議が進められているところでございます。社会保障制度改革推進本部におきまして決定された医療保険制度改革の骨子の中では、国民健康保険制度の安定化を図るため平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うことというふうにされているところでございます。

また、都道府県と市町村の役割分担につきましては、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、医療給付などの費用を賄うため、市町村ごとの分賦金の決定及び標準保険料率等の設定、保険給付に要する費用の支払いなどを実施することとされております。一方、市町村は地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされておりますが、国のほうでは引き続き地方との協議を進めるということとしております。

こうした内容から見ますと、後期高齢者医療制度やその運営主体であります広域連合には、国民健康保険制度の都道府県化に伴う直接的な影響はないものと考えております。また、広域連合を構成する市町村におきましても、運営に係る事務に変更はなく、同様に影響はないものと考えております。

いずれにいたしましても、国民健康保険制度の運営のあり方につきまして、今後の議論についてはしっかりと見守ってまいりたいと存じております。

以上でございます。

議長（尾島勝君） 根橋議員。

13番（根橋俊夫君） 一点だけ再質問させていただきます。財政安定化基金のその県の拠出については法定部分が3分の1ずつあるということなんですけれども、これは条例化によって県も見直してくるということなんですけど、県が独自にですね、あたかも国保における市町村が対応しているような形で、その部分について対応していくということは可能なのかどうか、あるいはそういうことをやっている都道府県がどこかにもう既にあるのかどうか。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（尾島勝君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 先ほど申し上げましたように、財政安定化基金については国の政令で定めております標準拠出率、これをベースとして定めるということになっておりまして、仮にそれを下回るような場合には十分協議していくということになっておりますが、上回るという形でしている広域連合あるいは都道府県があるということについては承知しておりません。

以上でございます。

議長（尾島勝君） 根橋議員の一般質問は終了いたしました。

以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

○ 議案第1号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 続いて、議事に入ります。

議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

行政不服審査法の全面改正にあわせまして、平成26年6月に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。行政手続法では、その対象範囲は当広域連合が行う処分のうち、法律等に基づく手続のみを対象としております。このため、当広域連合では、条例等に基づく手続や行政指導については、長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例を制定し、この条例において定めております。

このようなことから、行政手続法の改正に合わせ、処分等に関する手続について国民の権利・利益の保護の充実を図るため、長野県後期高齢者医療広域連合行政手続条例についても同様の改正を行いたいというものでございます。

改正内容でございますが、行政指導の根拠等の提示義務、法令または条例等の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度、法令または条例等に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度などの整備でございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより、本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（尾島勝君） 全員挙手でありますので、全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第2号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 続きまして、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番

号法の制定により、特定個人情報ファイル、これは個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことでございますが、このファイルを保有しようとする者は、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。その内容は、特定個人情報の漏えいなどの事態を発生させるリスクを分析し、そうしたリスクを軽減するための措置を講じた上で公表するというものでございます。

この特定個人情報保護評価については、対象人数に応じて作成する評価書が分かれており、当広域連合が作成する全項目評価書では、評価書の作成・公表のほか、住民等の意見聴取と第三者点検を行う手続が必要となります。このため、長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会において行う事項に、番号法に規定する評価書に関する審議を加え、第三者点検をこの審査会で行ってまいりたいというものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより、本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（尾島勝君） 全員挙手でありますので、全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第3号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 次に、議案第3号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第3号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

一般会計予算の1ページをお開きください。

第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ25億2,982万6,000円と定め、第2条、一時借り入れの最高額を8,000万円と定めております。

2ページの第1表歳入歳出予算をお開きいただきまして、歳入をごらんください。

1款分担金及び負担金1項市町村負担金は7億6,926万円でございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金は17億4,512万9,000円でございます。

3款財産収入1項財産運用収入は43万6,000円でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金は 1, 5 0 0 万円でございます。

5 款諸収入 1 項雑入は 1, 0 0 0 円でございます。

詳細につきましては、後ほど一般会計予算説明書の該当ページで御説明いたします。

続きまして、3 ページの歳出をごらんください。

1 款議会費は、7 7 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

2 款総務費は、3 億 2 2 4 万 4, 0 0 0 円で、1 項総務管理費は広域連合運営の経費として 3 億 1 9 3 万 4, 0 0 0 円、2 項選挙費は 7 万 4, 0 0 0 円、3 項監査委員費は 2 3 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

3 款民生費、は特別会計への繰出金など 2 2 億 2, 1 6 1 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

4 款公債費は、1 9 万 1, 0 0 0 円で、一時借入金の利子を計上しております。

5 款予備費は、5 0 0 万円を計上しております。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の一般会計予算説明書 8 ページ及び 9 ページの歳入をごらんください。

1 款分担金及び負担金 1 項市町村負担金 7 億 6, 9 2 6 万円は、広域連合を構成する 7 市町村の事務費負担金を計上しております。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金は、1 7 億 4, 5 1 2 万 9, 0 0 0 円で、一般会計の大きな増の要因は、1 目円滑運営臨時特例交付金の増によるものであります。この円滑運営臨時特例交付金につきましては、低所得者に対する保険料軽減措置分と被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置分であります。平成 2 5 年度まで次年度分を前年度で交付されておりましたが、平成 2 6 年度から当年度分をその年度に交付されるように交付時期の変更がありました。そのため平成 2 6 年度は補正予算で対応し、平成 2 7 年度から当初予算で計上しております。

2 目長寿・健康増進事業費補助金は、科目存置の 1, 0 0 0 円であります。

3 目調整交付金は、運営協議会経費に対する交付金でありまして、1 4 万 2, 0 0 0 円でございます。運営協議会経費に対する補助金は、次の後期高齢者医療制度事業費補助金でありましたが、調整交付金に変更となっております。

3 款財産収入 1 項財産運用収入 4 3 万 6, 0 0 0 円は、円滑導入基金から生じる預金利子でございます。

4 款 1 項繰越金 1, 5 0 0 万円は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入 1 項雑入は、1, 0 0 0 円を計上しております。

引き続き、歳出予算の明細を御説明いたします。

1 0 ページ及び 1 1 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費 7 7 万 2, 0 0 0 円は、議会運営に係る 1 節の議員報酬、9 節の費用弁償のほか、必要な経費を計上しております。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、3 億 1 8 9 万 5, 0 0 0 円で、1 1 ページの 3 節時間外勤務手当 5 0 4 万円、1 3 ページの 1 4 節事務室賃借料 8 1 3 万 2, 0 0 0 円、1 9 節派遣職員給与費等負担金 2 億 5, 1 0 0 万円が主なものであります。そのほか、新規事業としまして、1 3 節特定個人情報保護評価支援委託料 4 4 万 9, 0 0 0 円、セキュリティ研修委託料及びセキュリティポリシー再構築業務委託料合わせて 8 9 万 2, 0 0 0 円、保険料

徴収事務研修会委託料１２万６，０００円を計上しております。

１２ページの２目公平委員会費３万９，０００円は、委員報酬、費用弁償を計上しております。

２項１目選挙管理委員会費７万４，０００円は、委員報酬、費用弁償等を計上しております。

３項１目監査委員費は２３万６，０００円は、委員報酬、費用弁償を計上しております。

１４ページをお開きいただいて、３款民生費１項１目老人福祉費は、２２億２，１６１万９，０００円でございます。

１５ページの２５節積立金１７億４，５４２万２，０００円は、円滑導入基金積立金でございまして、先ほど歳入で申し上げました円滑運営臨時特例交付金と、その預金利子を基金に積み立てるものでございます。そのほか、２８節繰出金の特別会計繰出金事務費分４億７，６１９万７，０００円が主なものでございます。

４款１項１目利子１９万１，０００円は、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

５款１項１目予備費は５００万円でございます。

続きまして、１６ページをお開きください。給与費明細書を御説明いたします。

特別職は計６７人分、１，４３１万５，０００円を計上しております。平成２６年度まで嘱託職員分の給与費等の取り扱いは賃金にて扱っておりましたが、本来、報酬としての取り扱いが地方自治法に規定されておりますことから、平成２７年度からその他特別職の中に含めまして、報酬と共済費を給与費明細書に表記することといたしました。

１７ページの管理職を除く一般職２４人を対象に、時間外勤務手当５０４万円を計上しております。松本市からの派遣職員につきましては、時間外勤務手当を１９節負担金・給与費負担金として松本市に支払い、松本市から当該派遣職員に支払われるため、時間外勤務手当として支払いを受ける職員は、課長級職員と松本市派遣職員を除く職員分でございます。

続きまして、１８ページをお開きください。市町村負担金一覧表を御説明いたします。表頭でございますように、均等割１０％、人口割４５％、高齢者人口割４５％で、市町村の負担金額を算出した表でございます。１８ページの長野市から２０ページの栄村まで、市町村の負担金一覧表でございます。

以上、一般会計予算の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより、本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[全 員 起 立]

議長（尾島勝君） 全員起立でありますので、全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第４号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 次に、議案第４号 平成２７年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第４号 平成２７年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

特別会計予算の１ページをごらんください。

第１条、予算総額は歳入歳出それぞれ２，５４６億３，４５１万４，０００円と定めております。

第２条、一時借り入れの最高額を１００億円と定めております。

第３条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合には、同一款内の各項の間で流用することができるものと定めております。

２ページの第１表歳入歳出予算をお開きいただきまして、歳入をごらんください。

１款市町村支出金は４２４億７，５３２万円でございます。

２款国庫支出金は８３５億７，３９５万４，０００円でございます。

３款県支出金は２１０億８，３１８万６，０００円でございます。

４款支払基金交付金は１，０３９億４，６８５万５，０００円でございます。

５款特別高額医療費共同事業交付金は４，７２９万２，０００円でございます。

６款繰入金は２２億２，５１８万３，０００円でございます。

７款繰越金は１２億８，０３２万６，０００円でございます。

８款諸収入は２３９万８，０００円でございます。

詳細につきましては、後ほど特別会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

続いて、３ページの歳出をごらんください。

１款総務費４億５，９７０万４，０００円は、後期高齢者医療制度を施行、運営するための事務経費を計上しております。

２款保険給付費は、２，５２８億３，９４２万２，０００円で、１項療養諸費は療養給付費等及び審査支払手数料として２，４９４億４，８４２万２，０００円、２項高額療養諸費は２３億６，６００万円、３項その他医療給付費は葬祭費として１０億２，５００万円を計上しております。

３款県財政安定化基金拠出金１億７９６万７，０００円は、県が造成する基金への拠出金でございます。

４款特別高額医療費共同事業拠出金５，６９２万１，０００円は、特に高額な医療費について全国の広域連合間で財政調整する共同事業への拠出金でございます。

５款保健事業費６億６，５２７万４，０００円は、市町村が健診事業及び人間ドック等

を実施する事業費に対して広域連合が補助する経費等で計上しております。

6 款公債費 1, 1 8 9 万 1, 0 0 0 円は、一時借入金の利子を計上しております。

7 款諸支出金 2, 0 2 5 万円は、保険料の過誤納金を還付する場合の償還金等でございます。

8 款予備費は、4 億 7, 3 0 8 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。

黄色い中表紙の特別会計予算説明書 8 ページ及び 9 ページの歳入をごらんください。

1 款市町村支出金 1 項市町村負担金 4 2 4 億 7, 5 3 2 万円は、療養給付費等に充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2 款国庫支出金は、8 3 5 億 7, 3 9 5 万 4, 0 0 0 円で、1 項国庫負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金 6 1 2 億 1 2 6 万 1, 0 0 0 円、並びに 2 項国庫補助金は調整交付金及び保健事業、ジェネリック医薬品の使用促進経費に対する補助金、長寿・健康増進事業に対する補助金 2 2 3 億 7, 2 6 9 万 3, 0 0 0 円を見込んでおります。

3 款県支出金は、2 1 0 億 8, 3 1 8 万 6, 0 0 0 円で、1 項県負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金 2 1 0 億 8, 3 1 8 万 5, 0 0 0 円、並びに 2 項県補助金は県の基金を取り崩して保険料の増加抑制に充てるための交付金として、科目存置の 1, 0 0 0 円を計上いたしました。平成 2 6 年度・2 7 年度の剰余金を見込んだ中で、必要に応じ補正予算を組んでまいりたいと存じます。

4 款支払基金交付金 1, 0 3 9 億 4, 6 8 5 万 5, 0 0 0 円は、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金 4, 7 2 9 万 2, 0 0 0 円は、特に高額な医療費について財政調整のため交付されるものでございます。

6 款繰入金は、2 2 億 2, 5 1 8 万 3, 0 0 0 円で、1 項一般会計繰入金は、1 0 ページにまいりまして、事務費に充てる財源として 4 億 7, 6 1 9 万 7, 0 0 0 円、並びに 2 項基金繰入金は国の特別対策による保険料軽減の補填に充てる財源としての円滑導入基金繰入金 1 7 億 4, 8 9 8 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

7 款繰越金は、1 2 億 8, 0 3 2 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

8 款諸収入は、2 3 9 万 8, 0 0 0 円で、1 項延滞金、加算金及び過料 1, 0 0 0 円、2 項預金利子 2 3 8 万 5, 0 0 0 円、並びに 3 項雑入として 1 万 2, 0 0 0 円を見込んでおります。

引き続き、歳出予算の明細を御説明いたします。

1 2 ページ及び 1 3 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、4 億 5, 9 7 0 万 4, 0 0 0 円で、後期高齢者医療制度を施行、運営するための事務経費を計上しております。

1 3 ページの 1 1 節保険証及びパンフレット等の印刷製本費 7 5 9 万円、1 2 節保険証及びジェネリック医薬品利用差額通知等の通信運搬費 4, 8 2 2 万 5, 0 0 0 円、1 3 節被保険者証等作成委託料 2, 2 9 7 万 4, 0 0 0 円、電算処理システム保守等委託料 4, 9 2 4 万 8, 0 0 0 円、国保連合会業務委託料 1 億 2, 6 9 2 万 6, 0 0 0 円、1 4 節電算処理システム機器賃借料 1 億 5 8 5 万 1, 0 0 0 円、1 9 節の国保連合会負担金 7, 0 0 5 万 6, 0 0 0 円でございます。

その他、新規事業といたしまして、１３節不当利得管理システム構築及び保守等委託合わせまして１，０６２万１，０００円、特定疾病入力票作成委託４０５万円を計上いたしました。

２款保険給付費は、２，５２８億３，９４２万２，０００円で、１項療養諸費は療養給付費等及び審査支払手数料として２，４９４億４，８４２万２，０００円、２項高額療養諸費は２３億６，６００万円で、１目高額療養費、１４ページにまいりまして、２目高額介護合算療養費を計上しております。３項その他医療給付費は、葬祭費として１０億２，５００万円を計上しております。

３款１項１目県財政安定化基金拠出金１億７９６万７，０００円は、給付費の０．０４４％を拠出するものでございます。国・県もそれぞれ同額を拠出しております。

４款１項１目特別高額医療費共同事業拠出金５，６７２万１，０００円は、１件４００万円を超えるレセプトの２００万円を超える部分について、全国の広域連合で拠出して財政調整するものでありまして、２目特別高額医療費共同事業事務費拠出金２０万円は、事務費に係る拠出金でございます。

５款１項１目健康診査費５億７６０万８，０００円は、市町村が実施する健診事業に対する補助金のほか、新規事業としまして歯科健診に対する委託料等の経費を計上しております。２目その他健康保持増進費１億４，８４６万６，０００円は、人間ドックや健康教室、健康相談等の長寿・健康増進事業交付金の経費、及び新規事業としまして保健事業実施計画策定に対する経費を計上しております。

１６ページをお開きいただきまして、２項１目医療費適正化推進事業費９２０万円は、重複・頻回受診者等訪問指導業務委託料を計上しております。

６款１項１目利子１，１８９万１，０００円は、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

７款１項１目保険料還付金２，０００万円は、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。２目還付加算金２５万円は、還付に期間を要した場合の加算金を計上しております。

８款１項１目予備費は、４億７，３０８万５，０００円でございます。

続きまして、１８ページをお開きください。

市町村負担金一覧表を御説明いたします。療養給付費負担金及び保険料等負担金は、いずれも療養給付費等に充てるためのものでございます。療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の１２分の１に相当する額でございます。保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（Ｂ）と、低所得者等の保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分（Ｃ）の合計額でございます。１８ページの長野市から１９ページの栄村まで、７７市町村の負担金額は、ごらんのとおりでございます。

以上、特別会計の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより、本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（尾島勝君） 起立全員でありますので、全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

○連合長閉会あいさつ

議長（尾島勝君）

ここで定例会の閉会に当たり、藤原広域連合長から挨拶がございます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出をいたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、一昨年3月31日に4代目の広域連合長に就任してから早いもので、この3月で2年の任期を迎えることになりました。2度目の連合長就任でございましたが、就任した当時は、社会保障制度改革国民会議の議論はまだ途上の段階でありました。その後、平成25年8月に同会議の最終報告によりまして制度継続の方向性が明確に示されたわけがありますが、廃止論議の絶えることのなかった後期高齢者医療制度が、ようやく落ち着きを得られた時期であったかと思います。

現在は、社会保障制度改革に関するプログラム法等に基づきまして議論が進められ、開会の挨拶でも申し上げましたように、医療制度改革の骨子が正式決定されたものでありますが、後期高齢者医療制度に関しても必要な改善が進められようとしております。医療保険制度と、それを取り巻く環境が大きく変化していく中であって、今後とも事務局と構成市町村が一体となって被保険者本位の制度の安定運営に努めることを切に要望するとともに、議員の皆様には、引き続き本広域連合の運営に御理解と御支援をお願いを申し上げる次第でございます。

暦の上では立春も過ぎましたが、まだまだ厳しい寒さが続く時期でもあります。議員の皆様には健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

（拍 手）

議長（尾島勝君） 藤原広域連合長、御苦労さまでございました。

以上をもちまして、平成27年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会と

いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 尾 島 勝

署名議員 島 田 茂 樹

署名議員 瀧 澤 壽 美 雄